

平成29年4月3日

各位

にいかわ信用金庫

## 「個人向け信託商品」の取扱開始について

にいかわ信用金庫（理事長：小林茂太）は、平成29年4月3日（月）より、信金中央金庫（以下「信金中金」）の信託契約代理店として、個人向け信託商品の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

取り扱う個人向け信託商品は、相続型金銭信託である「しんきん相続信託『こころのバトン』」および生前贈与型金銭信託である「しんきん暦年信託『こころのリボン』」の2商品となります。

しんきんブランドを冠した信用金庫業界独自の本商品は、信金中金による元本保証の付保により預金保険の対象となるなど、高い安全性を確保する一方で、信託機能を活用することで、お客さまの円滑な相続・贈与ニーズにお応えするものです。

### 記

#### 1. 商品概要

##### (1) しんきん相続信託「こころのバトン」（相続型金銭信託）

お客さまが信金中金に金銭を信託のうえ、ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族にのこす金額および受取方法をあらかじめ指定できます。お客さまに万が一のことがあったとき、ご家族が安心して生活できるよう、ご自分の資金の継承についてご準備いただく商品です。

##### (2) しんきん暦年信託「こころのリボン」（生前贈与型金銭信託）

お客さまがご家族への贈与を希望する場合、信金中金に金銭を信託のうえ、年に一度ご指定のご家族への贈与手続きをサポートする商品です。

○本商品の取扱いにおいて、にいかわ信用金庫（信託契約代理店）は、お客さまと信金中金の間で締結される信託契約の媒介を行うことが主な役割となります。

※詳細につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

平成29年10月3日まで「[新規取扱キャンペーン!](#)」実施中

2. 取扱店 全営業店

3. 取扱開始日 平成29年4月3日（月）

以上

本件に関するお問合せ先

にいかわ信用金庫 営業推進部  
(Tel)0765-24-1214 ※平日 9:00~17:00